

三広第20号の2
令和7年10月15日

阪神土建労働組合
執行委員長 [REDACTED] 様
阪神土建労働組合三田支部
支部長 [REDACTED] 様

三田市長 田村 克也



建設労働者・職人の賃金、労働条件の改善と

地元零細業者の仕事確保と不況対策に関する要望書について（回答）

秋冷の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、市政の推進に格別のご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年8月28日受付で提出のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 「住宅リフォーム助成制度」は経済波及効果があり、市内経済の消費喚起策としても市内の建設業者にとって営業ツールとして利用できる制度です。さらに、地元の中
小零細事業所及び個人事業主の育成にも繋がり、雇用を支えることができます。地元
の中小業者に仕事がまわる仕組みとして「住宅リフォーム助成制度」を創設してくだ
さい。（産業政策課回答）

三田市では「住宅リフォーム助成制度」として、空き家の有効活用及び地域活性化
のための「三田市空き家リフォーム補助金」、福祉施策としての「三田市高齢者住宅
改造費助成事業」「三田市重度障害者等住宅改造助成事業」、新婚世帯のための「三田
市結婚新生活支援事業」を実施しております。また、旧耐震住宅の耐震化の促進を目的
とした「三田市わが家の耐震改修促進事業」につきましては、国補助金の配分状況
等により、現在受付は停止中です。

なお、「三田市高齢者住宅改造費助成事業」「三田市重度障害者等住宅改造助成事業」
につきましては、市内業者を利用した場合には助成額を10%（上限5万円）加算す
ることとしており、令和6年度の市内業者利用実績は、27件中14件となっております。

「住宅リフォーム助成制度」につきましては、それぞれの目的に応じて各事業を実
施しており、既存事業の検証なども含め継続的に検討を行いながら、適切な制度運用
を図ってまいります。

- 2 市が発注する小規模な修繕契約のうち、競争入札参加資格審査申請による有資格者
でない事業者でも契約することができるようにするため、少額で内容が軽易な修繕契
約（70万円未満）を希望する事業者を登録し、市内の小規模事業者の受注機会を拡大す
ることによって、市内経済を活性化する小規模事業者修繕契約希望登録制度の創設を
求めます。（契約検査課回答）

三田市における工事発注は、原則として市内に本社本店を有する事業者を対象とし
て行っております。業者の指名あるいは入札参加条件につきましては、建設工事入札

参加者選定要綱に基づき予定価格と事業者の経審数値により判断し、できる限り幅広く受注機会を確保しております。小規模修繕工事についても同様の対応であり、市内業者で対応できるものはすべて市内業者に発注し、受注機会の確保に配慮しているところです。

十分な競争性と公平性が確保されていると考えているため、新たな制度の創設は考えておりません。

- 3 地域の建設職人は、社会資本整備の担い手であるとともに、昨今頻発する自然災害時には最前線で地域の安全・安心の「守り手」として多大な役割を果たしています。未来ある若者にとって魅力ある職業とするためには、賃金面の最低基準を条例によって保障する公契約条例の制定が必要不可欠であり、まずは公共工事から建設業界で働く環境や条件の改善を進め、そこから民間へと波及させる事が、現従業者はもとより将来の担い手にとって魅力的な職業になります。公契約条例を制定し、引き上げられた設計労務単価が労働者の賃金向上につながるよう改善を図ってください。(契約検査課回答)

三田市の工事請負契約書では第1条にて法令遵守の条項を設け、労働基準法、最低賃金法等労働法規を含む法令を受注者が契約履行の際に遵守するよう規定しております。加えて、労務管理を含めた適正な価格にて発注できるよう請負工事・委託業務の一部においては、入札執行にあたり最低制限価格を設定しております。

令和5年1月から、請負工事においては国の最新算定モデルへ切り替え、最低制限価格の引き上げを行い、また、建設コンサル等工事を伴う委託業務においても新たに最低制限価格を設定し、不当に安い価格での取引を阻止する、ダンピング対策の強化を図っております。

最低賃金の上乗せ等を行う賃金水準を定める方策につきましては、最低賃金法との関連を踏まえた全国的な判断で行うべきであると考えております。現時点では三田市独自の公契約条例の制定は考えておりませんが、雇用される労働者賃金等の労働条件や環境が適正に確保されることの重要性は十分に認識しているところであり、国・県・近隣自治体の動向や条例制定自治体の効果状況等、公契約条例等例規整備の在り方について注視してまいります。

- 4 アスベスト含有建材に関する調査と除去費用の助成について既存建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、その生命及び身体の保護を図るため、民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度があります。現在、神戸市・尼崎市・西宮市・芦屋市など兵庫県内の一部の市では実施されておりますので、三田市でも補助制度を創設してください(審査指導課回答)

三田市では、令和2年までに延面積300㎡以上の不特定多数の者が利用する用途の建築物の所有者及び管理者に対し、吹付けアスベスト等に関するアンケート調査等を実施してまいりました。

そのアンケート等の回答結果より、三田市において、市内には直ちに市民や建築物の利用者の健康に被害が生じる恐れのある、露出された吹付けアスベスト等を使用した建築物は現存しないものと認識しております。

また、大気汚染防止法において、令和3年4月1日より、建築物等の解体等を行う施工者に対し、吹付けアスベスト等の有無の事前調査が義務付けられたことにより、市民等への健康被害の防止が図られていると考えております。

その中で、市民等から吹付けアスベスト除去等の補助制度に関する相談も現時点で無いことから、ご要望の民間建築物に対するアスベスト除去等の補助制度の創設は考えておりません。今後、当該補助制度の創設につきましては、必要に応じて検討を行いながら、適切な制度運用を図ってまいります。

<問い合わせ>

総合政策部広報広聴課 (TEL 079-559-5035)

※回答させていただいた内容に質問等がございましたらご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。